

大阪市国民保護計画（変更案）について（概要版）

【変更の経緯】

大阪市では、武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態に備えて、「国民保護法」（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律・平成 16 年法律第 112 号）に基づき、平成 19 年 2 月に「大阪市国民保護計画」を策定しました。この度、国民の保護に関する基本指針（平成 26 年 5 月）や大阪府国民保護計画（平成 26 年 11 月）の変更及び本市地域防災計画の修正（平成 26 年 10 月）等があり、表記の追加及び変更等の必要が生じたため、本計画を一部変更するものです。

経過

| | | |
|---------|-----|-------------------|
| 平成 18 年 | 5 月 | 第 1 回大阪市国民保護協議会開催 |
| 平成 19 年 | 1 月 | 第 3 回大阪市国民保護協議会開催 |
| 平成 19 年 | 2 月 | 大阪市国民保護計画 策定 |
| 平成 19 年 | 5 月 | 同 計画 変更 |
| 平成 20 年 | 8 月 | 同 計画 変更 |
| 平成 21 年 | 9 月 | 同 計画 変更 |

大阪市国民保護計画の構成

第 1 編 総論

- 総則
- 基本方針
- 関係機関の事務又は業務の大綱
- 市の地理的、社会的特徴
- 計画が対象とする事態
 - ・武力攻撃事態の類型
 - ・緊急処理事態の類型
- 緊急処理事態への対処

第 3 編 平素からの備え

- 組織・体制の整備
 - ・市における組織、体制の整備
 - ・関係機関との連携
 - ・広報、啓発
- 避難・救援・災害対処
 - ・警報の伝達、通知
 - ・避難施設
- 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

第 2 編 武力攻撃事態等への対処

- 実施体制の確立
 - ・市国民保護対策本部等
- 住民の避難
 - ・警報及び緊急通報の伝達
 - ・避難誘導
- 避難住民等の救援
 - ・救援の実施
 - ・安否情報の収集、提供
- 武力攻撃災害への対処
 - ・応急措置等の実施
 - ・保健福祉、衛生
- 市民生活の安定

第 4 編 復旧等

- 施設の応急復旧
- 武力攻撃災害の復旧
- 保護措置に要した費用の支弁等
- 市民の権利利益の救済に係る手続き等

大阪市国民保護計画の変更概要

◆国の定める「国民の保護に関する基本指針」及び「大阪府国民保護計画」変更等に伴うもの

- ・新たな警報伝達手段として全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）追記
- ・安否情報の収集・提供に総務省（消防庁）が運用する安否情報システムの利用を追記
- ・国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への出席を追記
- ・関係法令等改正に伴う修正

◆本市地域防災計画修正及び組織改正等に伴う変更並びに表記の修正

- ・本市地域防災計画修正（平成 26 年 10 月）に伴う修正
 - 避難行動要支援者や災害時避難所等への修正、医療救護の提供の内容修正など
- ・本市の組織改正等に伴う整理
 - 「大阪市国民保護対策本部」の部の名称・分掌事務の修正、消毒所の廃止など

◆統計数値の修正等

- ・統計資料の時点修正等に伴う数値の変更
 - 平成 22 年国勢調査結果等を踏まえた数値の更新

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

※緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

官邸から関係機関に、緊急情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。配信先ではアラーム等による注意喚起が行われる。

※安否情報システム

国民保護法に規定される安否情報の収集・提供等の事務を効率的に行うためのシステム。システムの主な機能は、安否情報の「入力」、「整理」、「報告」及び「提供」の 4 つに分けられる。

※武力攻撃事態等合同対策協議会

国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等が国民保護措置に関する情報の交換及び相互の協力を図るため必要に応じて開催される。

※国民の保護のための措置とは、武力攻撃などから生命、身体及び財産を保護するために実施する「避難」「救援」「武力攻撃災害に伴う被害の最小化」といった措置のことです。

「大阪市国民保護計画」は、万が一、武力攻撃などが発生した場合に備えるものであり、何らかの兆候に基づき作成したものではありません。